

## 清水町子供の移動経路安全推進会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「清水町子供の移動経路安全推進会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 「清水町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）に基づき、関係者が連携して、子供の移動経路の安全確保に向けた対策を推進していくことを目的とする。

(所管事務)

第3条 会議は、「プログラム」に基づき、【Plan】定期的な合同点検等、【Do】安全対策の実施、【Check】対策効果の把握、【Action】対策の改善・充実、を継続的に実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図る。

2 会議は、必要に応じて「プログラム」の見直しを行う。

(会議)

第4条 会議は、別図-1に掲げる組織により構成する。

2 会議の事務局は、建設課が行う。

3 必要があると認めるときは、会議に上記以外の組織の出席を求めることができる。

(雑則)

第5条 この規約に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は別途定めることができる。

附 則

この規約は、令和2年11月30日から施行する。

## 清水町子供の移動経路安全推進会議組織図

### 【警察】

・静岡県沼津警察署

【交通第1課】

### 【道路管理者】

・国土交通省沼津河川国道事務所  
道路管理課

・静岡県沼津土木事務所  
企画検査課、工事第一課

・清水町  
建設課【事務局】

### 【行政】

・清水町くらし安全課

### 【教育委員会】

・清水町教育総務課【3小学校】

◆清水小学校

◆西小学校

◆南小学校

・こども未来課【4園・8施設】

◆清水幼稚園

◆北幼稚園

◆西幼稚園

◆南幼稚園

◆清水保育所

◆清水南保育所

◆恵明キッズローズビレッジ

◆すこやか保育園

◆しいの木保育園

◆アドバンかわせみ保育園

◆伏見ぼんぼん保育園

◆柿田ぼんぼん保育園